

ローターアクトの基本方針



1. ローターアクト・プログラムは、国際ロータリーにより、国際ロータリーの活動として創設されたものであり、定款規約、組織条件、標準手続を定め、ローターアクトの名称および記章を保護する権限は国際ロータリーが有する。
2. ローターアクト・クラブはロータリー・クラブ提唱の下に18歳より30歳までの青年男女により構成される組織体である。その目的は、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を修得し、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間により良い信頼関係を推進するための機会を提供することにある。その目標は次の通りである。
 - a) 専門技術および指導能力を開発すること。
 - b) 他人の権利を尊重する観念を養い、あらゆる有用な職業の道徳的水準および品位を保持し推進すること。
 - c) 若い人々に地域社会をはじめ世界各地のニーズと懸念事項に取り組む機会を提供すること。
 - d) 提唱ロータリー・クラブと協力して活動にあたる機会を提供すること。
 - e) ロータリーにおける将来の会員となるよう若い人々の意欲を高めること。
3. ローターアクト・クラブのプログラム編成は、「標準ローターアクト・クラブ定款」に概説されている通り、専門知識の開発、指導力の開発、奉仕プログラムの開発から成るものとする。
4. ローターアクト・クラブは一つまたは複数のロータリー・クラブによって結成、提唱され、その助言を受ける。さらに、所管地区ガバナーの承認後、国際ロータリーから認定されて初めて設立される。クラブは、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーの継続的な認証なくしては存続できない。
5. ローターアクト・クラブは、その名称の後に「(名称) ロータリー・クラブ提唱」という文言を付すよう強く勧められている。
6. 国際ロータリーが定めた枠組み内で、提唱ロータリー・クラブがローターアクト・クラブを結成し、その後指導する責任を負うものとする。
7. ロータリー・クラブは、提唱するローターアクト・クラブの会員のために、メンター（助言者）となるロータリアンを任命すべきである。
8. ローターアクト・クラブが大学を基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、その大学当局との完全な協力の下に管理と助言を行うものとする。当然のことながら、ローターアクト・クラブは、大学当局が学内の学生団体と課外活動に対して定めたのと同じ規定と方針に従わなければならない。
9. ローターアクト・クラブのすべての活動、プロジェクトとプログラムは、国際ロータリーの方針に即して実施されるものとする。この点に関し、ロータリー・クラブによる後援およびRIによる承認を維持することが条件である。
10. 標準ローターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって定められるものであり、かつ国際ロータリー理事会のみがこれを改正できる。クラブ結成ならびに認定の必要条件として、各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款とその改正条項をすべて採択しなければならない。
11. 各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款および国際ロータリーが定めた方針に矛盾しない細則を採択しなければならない。この細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。

12. ローターアクト・クラブは、クラブが所在する地区内にあるロータリー・クラブによってのみ、提唱されるものとする。
13. ローターアクト・クラブは、以下の状況下において二つ以上のロータリー・クラブが共同して結成し、提唱することができる。
 - a) 地区ガバナーが慎重に考慮した結果、共同提唱が地区と各関係ロータリー・クラブならびにローターアクト・プログラムにとって最善策であることを文書により表明し、承認すること。
 - b) それぞれ単一のロータリー・クラブの提唱により別個にローターアクト・クラブを結成すると、地域社会内もしくは大学内における本来なら単体の青年集団を人為的に分断するような結果を招く恐れがあるような状況であること。
 - c) 各提唱ロータリー・クラブから効果的に代表者が送り出されるような合同ローターアクト委員会を設置すること。
14. ローターアクト・クラブの各会員は、所属クラブの定款細則の規定を承諾、順守することに同意するものとする。
15. ローターアクトは、個々のロータリー・クラブの判断により、ロータリー・クラブ例会への出席によって、ローターアクト・クラブの欠席をメークアップすることができる。ローターアクト・クラブを提唱するロータリー・クラブは、ローターアクト・クラブの定期会合への欠席を、ロータリー・クラブの例会への出席によってメークアップするよう、ローターアクトに勧めるべきである。
16. 会員が30歳になったローターアクト年度の6月30日に、ローターアクト会員身分が終結する。
17. ローターアクト・クラブの会員資格は、国際ロータリーからローターアクト・クラブへ提供されるローターアクト・クラブ会員証により証明されるものとする。
18. ローターアクトの名称および記章は、国際ロータリーの所有物であり、ローターアクト・プログラム関係者のみが使用することができるものとする。個々のクラブ会員が使用するときは、そのまま記章を使ってもよい。クラブを代表して使うときは、クラブの名称も記章と一緒に使うべきである。ロータリー地区が存在する場合には、地区は記章を使うことができるが、地区と地区番号を表示した場合のみに限られる。
19. ローターアクト・クラブ会員は、ローターアクト・クラブ会員である期間中、適正かつ品位ある方法で、ローターアクトの名称および記章を使用、表示する権利を有するものとする。ローターアクト・クラブを退会した場合、または、ローターアクト・クラブが解散した場合には、直ちにこの権利を失うものとする。
20. ローターアクト・クラブは次の場合に解散する。
 - a) その定款に従って運営されない場合、あるいはその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無にかかわらず、国際ロータリーにより解散させられる場合。
 - b) 地区ガバナーおよび地区ローターアクト代表と協議した後に、提唱ロータリー・クラブにより解散させられる場合。
 - c) ローターアクト・クラブ自身の決定により解散する場合。
21. ローターアクト・クラブの解散により、クラブならびに会員は、団体としても個人としても名称および記章に関する一切の権利および特典を喪失するものとする。ローターアクト・クラブは、すべての金融資産を提唱ロータリー・クラブへ譲渡するものとする。
22. 方針として、理事会は、国際ロータリー以外のいかなる個人または団体も、営利を目的としてローターアクト・クラブに対して回状を送達する権利を認めない。ただし、ローターアクト・クラブ、地区、多地区合同の会合の計画の責任者であるローターアクトは例外とする。

23. ガバナーは、地区内でローターアクト・プログラムを広報し、新ローターアクト・クラブの結成を推進し、ローターアクト・プログラムを運営するに際し、その補佐役として、地区内各地のロータリアンによって構成される地区ローターアクト委員会を設置するよう要請されている。地区ローターアクト委員会の設置については、可能な限り1名ないし数名の委員を再任することにより、委員会の継続性を図る規定を設けるべきである。
24. クラブ・レベルを超えたローターアクトの組織と会合
- a) 二つまたはそれ以上のローターアクト・クラブを有する地区は、その会員の中から地区ローターアクト代表1名を選挙しなければならない。選挙の方法はローターアクト会員が決定するものとする。地区ローターアクト代表として選ばれるためには、1年間ローターアクト・クラブ会長またはローターアクト地区委員会委員を務めた経験がなければならない。
 - b) 地区内に一つしかローターアクト・クラブがない場合、地区ローターアクト代表は、就任が可能な最も新しい元ローターアクト・クラブ会長が務めるものとする。
 - c) 地区ローターアクト代表は、ロータリー地区ガバナー、ロータリー地区ローターアクト委員会、他の適切なロータリー地区委員会の指導と助言を受ける。
 - d) 各地区は、地区ローターアクト代表が率いる地区ローターアクト組織を作り上げ、次の責務を遂行するよう奨励されている。
 - 1) 地区ローターアクト・ニュースレターを作成、配布すること。
 - 2) 地区ローターアクト大会を計画、準備、開催すること。
 - 3) ローターアクト・クラブの役員、理事、委員長による、ロータリー地区大会およびローターアクトに関連する地区レベルの全研修会合への出席と参加を奨励すること。
 - 4) 地区ローターアクト委員長と調整を図りながら、地区内いたるところでローターアクトの推進と拡大活動を実施すること。
 - 5) 奉仕活動を計画、実施すること（地区内のローターアクト・クラブの4分の3の承認を得た場合）。
 - 6) ローターアクト・クラブがプロジェクトを実施する際、助言と援助をすること。
 - 7) 地区内におけるロータリーとローターアクトの活動を調整するために、地区ローターアクト委員長に協力すること。
 - 8) 地区レベルにおけるローターアクトの広報活動を調整すること。
 - 9) 地区内のローターアクト・クラブ役員の研修会を計画、実施するために、地区ローターアクト委員長と協力すること。
 - e) 選挙に関するすべての争いは、地区ガバナーおよび地区ローターアクト委員長と相談した上で、地元で解決すべきである。RIはこれに介入しない。
25. 地区レベルを超えたローターアクトの会合
- a) ローターアクト・クラブの地区レベル会合の目的は、友情と友愛にあふれた雰囲気の中で社会奉仕プロジェクトを推進し、国際理解を深め、専門的能力を高めることである。
 - b) クラブ・レベル以上のローターアクト・クラブ会員による会合はすべて、立法の権限を持たず、またそのような権限があるかのように会合を運営、実施してはならない。ただし、地区レベルあるいはその他のレベルにおけるローターアクトの管理運営に携わる人々に対して有益な助言となりうるような意見を表明することは差し支えない。
 - c) 地区レベルのローターアクトの会合で、地区内ローターアクト・クラブの4分の3が投票することにより、地区の奉仕プロジェクトを実施し、このプロジェクトのための募金用に地区ローターアクト奉仕基金を設置することができる。このような基金への寄付は任意によるものとしなければならない。このようなプロジェクトならびに奉仕用基金はガバナーの承認を得なければならない。また、地区プロジェクトの管理運営および基金の使途に関する具体的な計画および説明も、ガバナーと地区内の4分の3のローターアクト・クラブの承認を得なければならない。ガバナーは、地区基金の調達と管理を担当する地区基金委員会を任命しなければならない。この委員会は、地区内のローターアクターおよび少なくとも1名のロータリアン（地区ローターアクト委員）によって構成される。地区奉仕基金は、その基金が地区ローターアクト組織の財産であって、特定のローターアクター個人もしくはローターアクト・クラブの専有財産でない旨を明記した銀行預金口座に保管されなければならない。

- d) すべての地区ローターアクト活動に要する資金は、その地区のローターアクト・クラブが調達するものとする。国際ロータリーは、地区レベルのローターアクト・クラブの会合の経費を負担しないものとする。かかる会合の経費は最小限にとどめ、参加者が負担できる範囲とする。

26. 地区レベルを超えたローターアクトの会合

- a) ローターアクト多地区合同奉仕プロジェクト。二つまたはそれ以上の地区のクラブが参加するローターアクト提唱の奉仕プロジェクトを実施しても差し支えない。ただし、そのプロジェクトは、以下を満たしていなければならない。
 - 1) クラブ・レベルでローターアクトのプログラムを推進するというクラブ本来の活動の範囲や有効性を妨げたり、損なうことなく、地区内クラブやローターアクターの能力の範囲で十分に実施できるような範囲と性質のものであること。
 - 2) 関係地区の各地区ローターアクト代表がまずこのような合同活動に賛成した上で、それぞれの地区のクラブの3分の2の承認があつて初めて実施すること。
 - 3) 関係ガバナーの承認を得て実施すること。
 - 4) 関係地区の地区ローターアクト代表の直接監督下にあること。このようなプロジェクトのために募金もしくは徴収した全資金の保管は、プロジェクトや関連資金の管理を補佐するために任命される関係地区のローターアクターから成る委員会を通じて、関係地区の地区ローターアクト代表の責務とすること。
 - 5) 関係地区の地区ローターアクト代表が、合同で、事前に、理事会を代行する事務総長からプロジェクト実施の承認を得てから実施すること。
 - 6) ローターアクト・クラブやローターアクターの参加は任意とし、任意ということを明確に打ち出すものとする。クラブまたは個々のローターアクターの参加費用は最小限にとどめ、人頭分担当または賦課金その他といった形で強制してはならないし、また、そのようにほめかしてもならない。
- b) ローターアクト多地区合同情報組織。地区は、関係地区のローターアクト・クラブに情報を伝達し、ローターアクト・クラブ間のコミュニケーションを円滑にするために、多地区合同組織を設立しても差し支えない。ただし、
 - 1) 各関係地区のガバナーから反対のないこと。
 - 2) このような組織を設立するに当たっては、RI理事会の代わりを務める事務総長の承認を得ること。
 - 3) この組織はRIの方針に従うこと、さもなければ、RI理事会を代行する事務総長によりその身分が終結される場合があること。
 - 4) 関係地区の地区ローターアクト代表が、このような組織を構成すること。各地区ローターアクト代表は、多地区合同組織の活動を遂行するために、必要に応じて、自分の地区組織のメンバーを1名任命することができる。
 - 5) 組織の活動を実施するための資金（例えば、地域内クラブの名簿やニュースレターの作成および郵送費、ローターアクト・プログラム資料の配布、一般通信費など）は、任意を基本にして調達しなければならない。
 - 6) この組織は、組織の活動に関する決定を除きいかなる意思決定や立法の権限も持たない。組織の活動については、各メンバー（地区ローターアクト代表）が1票を投じる権限を有するものとする。
- c) ローターアクト多地区合同会合
 - 1) 二つ以上の地区、特に二つ以上の国にわたる地区のローターアクト・クラブ会員による会議は、開催地にあるホスト地区のガバナーと地区ローターアクト委員会の指導の下に、開催地の地区ローターアクト代表と協力して行われるものとする。このような会議は、関係地区のガバナーによる事前の承認がなければならない。多地区合同ローターアクト会議の開催をガバナーに提案する際には、以下の資料を添付しなければならない。
 - a) 提案する会議の開催日、開催地、目的、設備、プログラム、参加者に関する情報。
 - b) 予想される会議の予算に関する資料。これには、後援者を確保済みであり、これら後援者が会議に伴う契約上・財務上の義務をすべて引き受ける旨を明記しなければならない。
 - c) 提案する会議の企画と実施が、ローターアクターとロータリアンの直接的な監督の下に行われる旨を明記した文書。

- 2) 開催地にあるホスト・クラブとホスト地区は、多地区合同ローターアクト会議のために、地元において適切な補償額と補償範囲を満たす損害賠償保険に加入しなければならない。要請された場合には、補償額と補償範囲の証拠書類を、RIまたは関係地区のガバナーに提供しなければならない。
- 3) 地区ローターアクト代表は、当該ゾーンのRI理事に知らせるものとする。

27. リーダーシップ研修

- a) 次期ローターアクト・クラブ役員はすべて、地区レベルにおいてローターアクト・クラブ役員としてのリーダーシップ研修を受けるものとする。この研修には、地区ローターアクト委員会がRI地区ローターアクト委員会と協力して実施する会期1日か2日間のリーダーシップ研修会が含まれる。出席者は、次期ローターアクト・クラブ役員、理事、委員会委員長で、費用は、提唱ロータリー・クラブが負担するか、あるいは事情によって、提唱ロータリー・クラブとロータリー地区とローターアクト参加者の間で費用について相互に決めるものとする。
- b) すべてのガバナー・エレクトは、次期ローターアクト・クラブ会長に対して適切な研修を提供し、適切であれば、ロータリー地区協議会のプログラムの一環としてこのような研修を実施する。

28. ローターアクト・プログラムの費用の資金調達

- a) すべての提唱ロータリー・クラブは、新しいローターアクト・クラブの認定料、50米ドルを支払わなければならない。
- b) 各ローターアクトは、クラブの管理運営費を賄うために、所属ローターアクト・クラブに年会費を支払うものとする。
- c) ローターアクト・クラブ会員の入会費、会費、または分担金はごくわずかとし、クラブの管理運営費を賄うことのみを目的とするものとする。ローターアクト・クラブが企てる活動およびプロジェクトの資金は、入会金や会費や分担金とは別に、クラブが調達するものとし、別個の銀行口座に預けられるものとする。クラブの全金銭取引について、年に1度、有資格者による徹底的な監査が行われるものとする。
- d) ローターアクト・クラブのプログラム遂行に必要な資金を集めるのは、ローターアクト・クラブ自身の責務である。
- e) ローターアクト・クラブは、ロータリー・クラブまたはほかのローターアクト・クラブに諸々の資金援助を求めてはならない。提唱ロータリー・クラブは、ローターアクト・クラブとの同意の下、資金援助を行うことができる。
- f) 地区のローターアクトの奉仕プロジェクトへの寄付は任意であり、個々のローターアクトまたはローターアクト・クラブに強制することはできない。
- g) 国際ロータリーは、国際大会直前に毎年開かれるローターアクト大会前会議を除き、ローターアクト・クラブの会合または複数のローターアクト・クラブの会合に要する費用を一切負担しない。
- h) 提唱ロータリー・クラブは、地区レベルの重要なリーダーシップ研修会合におけるローターアクト・クラブ役員、理事、委員会委員長の出席を強く奨励し、その費用を支払うものとする（あるいは、事情によって、提唱ロータリー・クラブとロータリー地区とローターアクト参加者の間で費用について決めるものとする）。
- i) ロータリー地区は、地区ローターアクト代表が地区または多地区合同のリーダーシップ研修会合に出席する際の費用を負担するものとする。
- j) ローターアクト・クラブ会員をロータリー・クラブや地区大会に招待するロータリー・クラブと地区大会は、起こりうる法律上または道義上の義務と責任からクラブまたは地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険および損害賠償保険に加入すべきである。
- k) 地区は、地区ローターアクト委員会の運営活動の資金を賄う規定を定めるべきである。

29. 原則として、ローターアクト・クラブは、他の団体の趣旨の如何にかかわらず、他団体に加盟または合併してはならない。
30. ローターアクト・クラブ会長は、各年度の9月30日と3月31日までに、「会員アクセス」を通じて、最新の会員リストをRIに提出するものとする。このリストには、各ローターアクターの氏名、Eメールアドレス、性別を含めるものとする。クラブが最新の連絡先リストの提出を2年間にわたって怠った場合、そのクラブは解散される。

理事会は、必要に応じて、「ローターアクトの基本方針」、「標準ローターアクト・クラブ定款」、「標準ローターアクト・クラブ細則」を改訂、修正します。

ローターアクトの基本方針は、ロータリー章典（英語版）の第41.020節からの抜粋であり、RI理事会によって適宜、変更が加えられています。最新の基本方針は、RIウェブサイトでご確認ください。www.rotary.org/RIdocuments/en_pdf/code_ri_current.pdf（英語）

660-JA-(1012)